

亀山市告示第148号

亀山市新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業支援金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年8月25日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業支援金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業支援金交付要綱（令和5年亀山市告示第117号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（支援金の交付対象者等）</p> <p>第4条 支援金の交付対象者は、次に掲げる期間（以下「対象期間」という。）に市内において個別接種を行う病院及び診療所（以下「医療機関」という。）であって、市長が必要かつ適正と認めるものとする。</p> <p>[（1） 略]</p> <p>（2） 令和5年7月3日から<u>同年9月3日</u>まで（以下「第2期間」という。）</p> <p><u>（3） 令和5年9月4日から同年11月</u></p>	<p>（支援金の交付対象者等）</p> <p>第4条 支援金の交付対象者は、次に掲げる期間（以下「対象期間」という。）に市内において個別接種を行う病院及び診療所（以下「医療機関」という。）であって、市長が必要かつ適正と認めるものとする。</p> <p>[（1） 略]</p> <p>（2） 令和5年7月3日から<u>同年8月31日</u>まで（以下「第2期間」という。）</p> <p>[号を加える。]</p>

<p><u>5日まで（以下「第3期間」という。）</u></p> <p><u>(4) 令和5年11月6日から同年12月31日まで（以下「第4期間」という。）</u></p> <p>[2及び3 略]</p> <p>（支援金の交付申請）</p> <p>第5条 支援金の交付を受けようとする医療機関は、次の各号に掲げる対象期間に行った取組に応じ、それぞれ当該各号に定める期間内に、亀山市新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業支援金交付申請書（別記様式。以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。</p> <p>[（1） 略]</p> <p>（2） 第2期間に行った取組 <u>令和5年9月4日から同月29日まで</u></p> <p><u>(3) 第3期間に行った取組 令和5年11月6日から同月30日まで</u></p> <p><u>(4) 第4期間に行った取組 令和6年1月4日から同月31日まで</u></p>	<p>[号を加える。]</p> <p>[2及び3 略]</p> <p>（支援金の交付申請）</p> <p>第5条 支援金の交付を受けようとする医療機関は、次の各号に掲げる対象期間に行った取組に応じ、それぞれ当該各号に定める期間内に、亀山市新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業支援金交付申請書（別記様式。以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。</p> <p>[（1） 略]</p> <p>（2） 第2期間に行った取組 <u>令和5年9月1日から同月29日まで</u></p> <p>[号を加える。]</p> <p>[号を加える。]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

附 則

この告示は、公表の日から施行する。